159自治体を含む3,747名のタバコ対策担当者様、

EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 3201-3747

　　　産業医科大学　大和より（転送・拡散・紹介歓迎。不要の方は「不要」とお返事ください）

●官公庁の敷地内禁煙後、道路や公園での公務員による「望まない受動喫煙」をなくしましょう！

広島市の合同庁舎などがある官庁群が敷地内禁煙となり、

周囲の道路や公園で喫煙する職員に対する苦情、

コロナまん延防止のために一旦閉鎖した喫煙コーナーの再開を決定、というニュースが流れていました。

https://news.yahoo.co.jp/articles/082b8568e3abb2327a1c66d82d6b5388e87c3a91

駐輪場に作るようですが、半径25メートルで「望まない受動喫煙」が発生します。

屋外でも密接、密集の２密で、感染の温床となるおそれもあります。

広島の記事（このメールの下の方）

　　指導には強制力がなく、喫煙マナーの改善や禁煙指導を指示していた。

　　高橋慎治首席行政相談官は「指導には強制力がなく、マナーを徹底させるのは難しい。

これと同じ問題が2020年秋、仙台市でも発生していました。

http://www.tobacco-control.jp/documents/UOEH\_MM\_201022.pdf

JTが「社会実験」と称して設置を企んだ喫煙コーナーは市民の反対活動で中止となりました。

改正健康増進法では「屋外や家庭でも喫煙する場合は周囲の状況に配慮」することとなっています。

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000744289.pdf

せっかくコロナのおかげで閉鎖されていた場所を復活させるとは情けない。

https://www.chugoku-np.co.jp/local/news/article.php?comment\_id=783044&comment\_sub\_id=0&category\_id=112

（添付写真は、コロナ以前に撮影した写真です）

仙台にしろ、広島にしろ、合同庁舎で働く人達は公務員です。

公務員は法律遵守＝敷地外でも「望まない受動喫煙」をさせない、

を率先して守るべきであることをなぜ秋田県のようにルール化できないのでしょう？

https://notobacco.jp/pslaw/asahi181002.html

小牧空港の喫煙室には「＊＊社の社員は使用禁止」という素晴らしい貼り紙がありました（添付）。

　　　　　　　　　　　（↑不用意な会話による機密漏洩防止の意味もあるのかも）

「市民の迷惑になるので公務員はこの公園で喫煙はできません」という看板を立てれば良いと思います。

問題は昼休みです。

昼休みに喫煙すると、タバコの臭いをまとって職場に戻ることになります（三次喫煙）。

タバコ臭い息で市民に対応することは市民の不利益、であることを討議しましょう。

市民と対応しない職務であっても、タバコ臭い人は周囲の同僚の不利益になります。

昼休みにタバコ臭くなって戻ってくる人達に「昼休憩にビールを飲みますか？」と問いかけましょう。

アルコールは帰宅するまで飲みませんが、昼休みのタバコを我慢できない人がなんと多いことか。

依存性薬物という観点では、ニコチンの方がずっと強力なのです。

まず、ドラッグストアで購入できるニコチンガムの使用を勧めましょう。

ニコチンガムは顎を動かさないのが本来の使用法ですから、勤務中でもニコチン補給が可能です。

ガムだけで不足する重症な人はニコチンパッチを併用してもらいましょう。

市販薬では対応できない人は医療機関での禁煙治療を勧めましょう。

今回、依存症として上記のような対策は検討されたのでしょうか？（ご存知の方は教えて下さい）

喫煙コーナーを安易に復活させるのは、アルコール依存症の人から職員食堂の横にバーが欲しい、

という要望を受け入れるようなものです。

今後、他の地方でも同様の出来事が発生する可能性があります。

市民からの苦情に対して「昼休みを含め敷地外も禁煙」「帰宅するまで吸わない」「これを機会に禁煙を」

という良好な対応がなされた事例がありましたら、ご連絡をお待ちしております。

繰り返しになりますが、公務員が市民に対して「望まない受動喫煙」の加害者になることの是非を考えましょう。

2020年からリモートの禁煙治療が保険適用になっていることを再度紹介します。

　　以下、日本呼吸器学会HP、禁煙治療標準手順書第８版（2021年4月）

https://www.jrs.or.jp/uploads/uploads/files/about/(%E6%9C%80%E7%B5%82%E7%89%88)%E7%A6%81%E7%85%99%E6%B2%BB%E7%99%82%E6%89%8B%E9%A0%86%E6%9B%B8%E7%AC%AC%EF%BC%98%E7%89%8820210413.pdf

31頁　従来は5回の通院が必要でしたが、

・再診時・情報通信機器利用＝初診と5回目は対面受診、2，3，4回目の外来はリモート

・新設＝初診は対面、２，３，４，５回目の外来はリモート

が可能になり、多忙な勤労者が受療しやすくなりました。

現時点で、事情により内服薬はストップしておりますが、ニコチンパッチの治療は受けられます。

＠＠＠＠＠＠＠＠以下、ネット記事＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠＠

喫煙所復活へ、広島合同庁舎　職員が庁舎外で喫煙

「マナー徹底困難、周辺への迷惑防ぐため…」

https://news.yahoo.co.jp/articles/082b8568e3abb2327a1c66d82d6b5388e87c3a91

　受動喫煙対策を強化する改正健康増進法の一部施行で

喫煙所を2019年6月末に全廃した広島合同庁舎（広

島市中区）が、今年9月にも喫煙所を「復活」させるこ

とが分かった。職員による路上などでの喫煙で苦情が届

き、「マナー違反が改善できそうにない」（中国四国管

区行政評価局）として、関係機関の合意で方針転換した。

広島県医師会は「時代に逆行している」と批判してい

る。

　評価局や中国財務局によると、復活させる喫煙所は、

国の出先など23機関が集まっている広島合同庁舎の敷

地北端に設ける。市道に面した屋外駐輪場（920平方

メートル）の一部を、高さ約2メートルの仕切りで囲む。

今月中に設計し、9月の完成を目指す。整備費は未定

で、23機関で分担する。

　行政機関は19年7月1日の改正健康増進法の一部施

行で、敷地内が原則禁煙となった。合同庁舎には19年

6月末時点で、1～4号館のそれぞれの1階に屋内喫煙

ゾーンがあったが、施行に合わせて全面撤去した。改正

法は受動喫煙を防ぐ措置を取れば屋外喫煙所を設置でき

るとしているが、当時は原則通り対応した。

　その後、庁舎周辺の住民たちから「職員らしい人が庁

舎外の民有地で喫煙している」などの苦情が5件、寄せ

られた。23機関の連絡会議で今年6月下旬に対応を協

議し、「不適切な喫煙を防げない」として喫煙所の復活

を決めたという。

　合同庁舎の最寄りの公園や路上には、喫煙ブースなど

市が設置した喫煙場所が3カ所ある。苦情の中には「ブー

ス外で吸っている人がいる」との声もあった。一帯は

市ぽい捨て防止条例に基づく喫煙制限区域で、喫煙所以

外の公共の場で吸うと千円の過料が科される。このため

市は今月、ブースに張り紙を出し、10月以降は厳密に

過料を徴収すると通知した。

　ブースは現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止を

図る県独自の集中対策に伴って、利用できなくなってい

る。

　評価局は今年2月、23機関に喫煙マナーの改善や禁

煙指導を指示していた。高橋慎治首席行政相談官は「指

導には強制力がなく、マナーを徹底させるのは難しい。

周辺への迷惑を防ぐため、喫煙所の復活はやむを得ない」

と理解を求める。

　これに対し、県医師会は「喫煙所は受動喫煙を助長し、

新型コロナなど感染症対策でもリスクがある。民間へ

の模範となるべき公的機関なのに、時代錯誤だ」と反論

している。

【写真】復活する喫煙所が設けられる広島合同庁舎の駐輪場

@@@@@@@@

807-8555　福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1　ダイヤルイン：093-691-7473

産業医科大学　産業生態科学研究所　健康開発科学研究室　大和　浩

タバコ対策：http://www.tobacco-control.jp/

３日経っても返信がない場合、リマインドメールをお願い致します。

無煙ニュース：https://www.mag2.com/m/0001691332

禁煙の教科書：https://workplace-kinen.t-pec.co.jp/

企業の喫煙対策マニュアル：https://workplace-kinen.t-pec.co.jp/list/detail/id=336

肺の寿命の延ばしかた：https://www.jrs.or.jp/uploads/uploads/files/citizen/hainojumyo.pdf



